

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、すべてのステークホルダーにとっての企業価値を継続して高めるため、経営の効率性・公正性・透明性の向上と法令遵守をコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。これを実現するために、業務執行機能の簡素化と迅速な意思決定、経営監督機能の強化、ディスクロージャーの強化、内部統制システムの整備、企業倫理とコンプライアンスの徹底を図ってまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則1-2-4]

当社は、株主名簿管理人が運営するインターネットによる議決権の電子行使を採用しております。ただし、当社の株主構成はそのほとんどが国内個人株主で占められていることから、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳化を行っておりません。今後環境の変化や株主の皆様の利便性等を総合的に勘案し、検討してまいります。

[補充原則1-2-5]

当社では、基準日時点において株主名簿上に記載又は記録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としており、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が信託銀行等に代わって、株主総会において自ら議決権の行使や質問を行うことは認めておりません。

[補充原則3-1-2]

当社は、株主構成や事業領域等を踏まえ、英語での情報開示・提供は行っておりません。今後環境の変化や株主の皆様の利便性等を総合的に勘案して検討を進めてまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4]

当社は、政策保有株式について、原則として取得・保有しないこととしております。

[原則1-7]

当社は、取締役・監査役・主要株主等の関連当事者間との取引については、取締役会での審議・決議を経て決定する旨、取締役会規程で定めております。また、取締役及び監査役に対して、事業年度ごとに関連当事者取引の有無を確認しております。

[補充原則2-4-1]

<中核人材の登用等における多様性確保についての考え方>

当社の中核人材となる管理職への登用は、性別・国籍・採用区分等に関わらず、能力や適性等を総合的に判断して行っております。また、多様性確保のため、「女性活躍推進」の強化を図っており、管理職における女性社員比率の向上を目指しております。

<多様性確保の自主的かつ測定可能な目標、多様性確保の状況>

①女性

女性の管理職登用には至っておりませんが、正社員に占める女性社員比率15%、新卒採用における女性採用比率20%を達成するよう目標を定めており、女性社員比率確保を通じて、管理職における女性社員比率の向上を目指してまいります。

②中途採用者

管理職に占める中途採用者の割合は約4割となっており、採用区分によって、特段の差が生じていないため、目標値を設定しておりません。

③外国人

優秀な人材については国籍に関わらず積極的な登用を進めてまいります。外国人採用数に関して具体的な目標値を設定しておりません。これは、採用の際に最も重要視すべきは応募者の適性や能力であり、国籍や出身地にかかわらず多様なバックグラウンドを持つ優秀な人材を採用することが企業価値の向上につながると考えているためです。

<多様性確保に向けた人材育成方針>

中長期的な企業価値向上にむけ、職位に応じた研修や自己啓発支援プログラム等の教育制度をとおり、多様なプロフェッショナル人材の育成に注力しております。

<多様性確保に向けた社内環境整備方針>

多様な人材が能力を発揮できる環境を準備するため、健康経営や女性活躍推進の諸施策に取り組み、ワークライフバランスの実現に取り組んでおります。

[原則2-6]

当社が企業年金を委託している資産管理運用機関はすべてスチュワードシップ・コードの受け入れを表明しております。人事部門を所管する取締役が運用機関との対話の窓口となり、当社が定める年金資産に関する基本方針に基づき運用状況のモニタリングを行い、必要に応じて取締役間で情報を共有しております。また、人事部門では所属員に外部セミナー等を受講させ、企業年金の運用に関する資質の向上を図っております。

[原則3-1]

当社は、ディスクロージャーポリシー及び株主・投資家との建設的な対話に関する基本方針を定めており、法令に基づく開示以外に、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報についても、当社ホームページ及びTDnet等を開示を行っております。

<https://www.aikk.co.jp/ir/>

(1) 経営理念や経営戦略、経営計画等につき当社ホームページ、決算短信、有価証券報告書等を開示しております。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針及び取組方針を、本報告書に開示しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針及び手続きについては、本報告書「Ⅲ. 1. 機関構成・組織運営等に係る事項 [取締役報酬関係]」に記載しております。

(4) 取締役及び監査役の選任は、取締役会、監査役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を勘案して総合的に審議しており、取締役候補者については指名・報酬委員会の審議及び答申を踏まえ、監査役候補者については監査役会の同意を得たうえで、取締役会で候補者を推薦し、株主総会の決議により決定しております。

なお、社外役員の独立性判断基準を、株主総会招集通知参考書類に開示しております。また、取締役会は、取締役に重大な法令・定款・社内規程違反等が認められる場合には、監査役に報告のうえ、当該取締役の解任議案を株主総会に付議することを検討いたします。

(5) 取締役候補者及び監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知参考書類に開示しております。

[補充原則3-1-3]

当社は、サステナビリティに関する考え方及び取組を有価証券報告書に記載するとともに、サステナビリティについての取り組みを当社ホームページに開示しております。

<https://www.aikk.co.jp/corporate/>

また、経営指針のひとつとして「人材こそ源泉」を掲げ、事業活動の基本は人であるとの考えのもと、優秀な人材確保と技術力向上にむけ、効果的な採用活動とプロフェッショナル人材の育成に取組んでおります。あわせて、ワークライフバランスの実現をはじめ、一括アウトソーシングの推進や顧客ニーズに沿った新技術分野への挑戦により、社員それぞれの能力を遺憾なく発揮できる働きがいのある職場環境を目指しております。

[補充原則4-1-1]

当社は取締役会において、法令及び定款に定められた事項、当社の重要事項等を決定しており、付議事項は取締役会付議基準に定めております。

[原則4-9]

当社は、会社法に定義される社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定された独立性判断基準により、独立社外取締役の候補者を選定しております。また、その旨を株主総会招集通知参考書類等を開示しております。

[補充原則4-10-1]

当社は、取締役会の諮問機関（任意の委員会）として、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役会の決議により選定された委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役又は独立社外監査役としております。委員長は、独立社外取締役である委員の中から、取締役会の決議により選定しております。これにより、指名・報酬等の重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含めて、取締役会は適切な関与・助言を得ております。

[補充原則4-11-1]

当社は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を勘案し、取締役を選任することとしております。迅速な意思決定を可能とするために、取締役が適正な人数となるよう努めており、現在、取締役の人数は、8名（うち3名独立社外取締役）となっております。また、取締役の選任に関する方針・手続きは、原則3-1 (4) に記載のとおりです。なお、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスは、株主総会参考書類に掲載しております。

[補充原則4-11-2]

当社は、取締役及び監査役の他社での兼任状況につき、株主総会招集通知参考書類、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

[補充原則4-11-3]

取締役会の実効性評価の概要は次のとおりです。

(1) 評価手法

年1回、全取締役に対して記名式のアンケート調査を行い、必要に応じてインタビューを実施しております。

(2) 評価結果の概要

2023年度の当社取締役会の実効性は、概ね適切に確保されていることを確認いたしました。

また、更なる実効性向上の取り組みとして、中長期の経営テーマと事業リスクに関する議論を活性化するための効果的な会議運営や質の高い情報提供の実施、取締役としての役割や責任を適切に果たすための経験や知識の習得、異業種を含む他社との交流を通じた情報交換を行うなど、今後も継続した改善の必要性を認識しております。

これらの改善を継続し、引き続き、取締役会のさらなる実効性向上に努めてまいります。

[補充原則4-14-2]

当社は、役員のトレーニングに対する方針を策定しております。社外取締役及び社外監査役は、当社についての理解を深めるため、就任時に事業概要、財務情報、組織等のレクチャーや各事業所の視察を実施しております。就任後においても、取締役及び監査役には各々の役割・責任に応じて継続的に外部講習等を受講させることで、専門性の向上や役員としての遵守すべき義務・責任等に係る理解を深めていくよう努めております。

[原則5-1]

当社は、IR担当の取締役を選任しております。また、年2回、株主通信を発行し株主への情報提供に努めております。IR活動について、株主や投資家から意見等をいただいた場合、それらを経営に活かすことができるよう、経営会議や取締役会において報告し、情報を共有しております。

[資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応]

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応については、当社ホームページに開示しております。

https://www.aikk.co.jp/ir/pdf/9799_63_20231221.pdf

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
旭情報サービス社員持株会	1,199,674	15.44
大槻幸子	400,520	5.15
光通信株式会社	316,700	4.07
大槻武史	168,752	2.17
三井住友信託銀行株式会社	159,700	2.05
日本生命保険相互会社	157,020	2.02
大槻剛康	150,383	1.93
大槻幸史	136,200	1.75
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	125,000	1.61
小野一夫	110,000	1.42

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明
―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩田 守弘	他の会社の出身者								△			
久保 英資	他の会社の出身者											
石野 洋子	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩田 守弘	○	岩田守弘氏は株式会社ジェイアール東日本ビルディングの元代表取締役であります。当社は同社と事務所の賃貸借契約を締結し、同社の所有するビルにテナントとして入居しておりますが、賃料は同社の売上に占める割合の0.2%程度と僅少です。	岩田守弘氏は、長年にわたり他社の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と見識を有しております。これまでの経験と見識をもとに、当社の経営に対する公正かつ客観的な助言をいただくなど、社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。引き続き、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる強化や中長期的な企業価値の向上のため、経営全般にわたる適切な監督や有益な助言をいただけることを期待し、社外取締役に選任しております。 同氏と当社との間には、取引関係その他の利害関係はありません。同氏は株式会社ジェイアール東日本ビルディングの元代表取締役であります。当社は同社と事務所の賃貸借契約を締結し、同社の所有するビルにテナントとして入居しておりますが、賃料は同社の売上に占める割合の0.2%程度と僅少であることから、同氏の独立性は十分に確保されているものと判断しております。以上のことより、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主との利益相反のおそれはない方として独立役員に選任しております。
久保 英資	○	----	久保英資氏は、長年にわたり他社の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と見識を有しております。当社社外監査役及び社外取締役就任後は、その豊富で多様な知見を活かし当社経営に対して適切な監督や有益な助言をいただいております。引き続き、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる強化や中長期的な企業価値の向上のため、経営全般にわたる適切な監督や有益な助言をいただけることを期待し、社外取締役に選任しております。 同氏と当社との間には、取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主との利益相反のおそれはない方として独立役員に選任しております。
石野 洋子	○	----	石野洋子氏は、長年にわたり大学の教授としてマーケティング及び社会システム工学等を研究しており、技術経営分野における幅広い知識・見識を有しております。これまでの経験と見識をもとに、公正かつ客観的な助言をいただくことで、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化が図られるものと判断しております。なお、候補者は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。 同氏と当社との間には、取引関係その他の利害関係はありません。また同氏はアヲハタ株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主との利益相反のおそれはない方として独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員 （名）	社内取締役 （名）	社外取締役 （名）	社外有識者 （名）	その他（名）	委員長（議 長）
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役

補足説明 更新

当社は、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・透明性・客観性及び説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、指名・報酬委員会を設置しております。

取締役会の決議により選定された委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役又は独立社外監査役としております。委員長は、独立社外取締役である委員の中から、取締役会の決議により選定しております。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の指名、報酬等の重要な事項を審議し、取締役会に答申を行う役割を担っております。

なお、指名・報酬委員会は、指名委員会及び報酬委員会の双方の機能を担っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

(監査役と会計監査人の連携状況)

- ・期中監査の報告を踏まえ、監査役は会計監査人(EY新日本有限責任監査法人)から内容説明を受け、意見交換をするなど、定期的に会合する機会を設けております。
- ・双方の監査結果の説明をはじめ、それらに関する意見、情報の交換等、緊密な連携によって状況認識の共有化を図っております。
- ・これらによって双方の監査の実効性の一層の向上を図るとともに、内部監査室とも連携し、全般的な監査の水準向上を志向しております。

(監査役と内部監査部門の連携状況)

代表取締役社長直轄の内部監査室が、「年間内部監査実施計画書」に基づいて内部監査を実施し、その結果を監査役に報告・説明するとともに、監査役が常時閲覧できる状態にしております。

また、監査役と内部監査室は、監査の状況及びそのフォローについて、随時意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三浦 州夫	弁護士													
清水 万里夫	公認会計士										△			
三原 秀章	公認会計士										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三浦 州夫	○	---	三浦州夫氏は、弁護士として企業法務に精通しており、高い見識と幅広い経験に基づき当社の経営を監査、監督していただいております。以上のことから、当社の監査・監督体制を強化するのに適任であると判断しております。 同氏と当社との間には、取引関係その他の利害関係はありません。また同氏は株式会社神戸製鋼所の社外取締役（監査等委員）、住友精化株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、両社と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主との利益相反のおそれはない方として独立役員に選任しております。
清水 万里夫	○	清水万里夫氏が過去に所属しておりましたEY新日本有限責任監査法人は当社の会計監査人ですが、同氏の当社への関与は2006年3月期をもって終了しており、その後相当期間が経過しております。なお、同監査法人への監査報酬は同監査法人収入の0.02%程度と僅少です。	清水万里夫氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知識や経験を有しており、専門的な見地から十分な監査実績を残してきました。以上のことから、当社の監査・監督体制を強化するのに適任であると判断しております。 同氏と当社との間には、取引関係その他の利害関係はありません。また同氏が過去に勤務しておりましたEY新日本有限責任監査法人は当社の会計監査人ですが、同氏は同法人を離れ独立開業していることから、同氏の独立性は十分確保されているものと判断しております。また同氏は株式会社千趣会の社外監査役を兼務しておりますが、同社と当社との間には、特別の利害関係はありません。以上のことから、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主との利益相反のおそれはない方として独立役員に選任しております。

三原 秀章	○	三原秀章氏が過去に所属しておりましたEY新日本有限責任監査法人は当社の会計監査人ですが、退所後相当期間が経過しております。なお、同監査法人への監査報酬は同監査法人収入の0.02%程度と僅少です。 三原秀章氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知識や経験を通じて培われた幅広い見識を活かし、当社の監査・監督体制を強化するのに適任であると判断しております。 同氏と当社との間には、取引関係その他の利害関係はありません。また同氏が過去に勤務しておりましたEY新日本有限責任監査法人は当社の会計監査人ですが、同氏は同法人を離れ独立開業していることから、同氏の独立性は十分確保されているものと判断しております。また同氏はアズワン株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、同社と当社との間には、特別の利害関係はありません。以上のことより、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主との利益相反のおそれはない方として独立役員に選任しております。
-------	---	---

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	6 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬を固定報酬と業績連動報酬に区分し、業績に応じて業績連動報酬を増減させ、取締役の業務執行の成果に報いる対応をとっております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び株主総会招集通知において、取締役及び監査役の報酬をそれぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針
当社の取締役報酬は、固定報酬である基本報酬と短期インセンティブとしての業績連動報酬により構成されており、その報酬額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で金銭によりそれぞれ支給しております。
固定報酬と業績連動報酬の構成割合は、代表取締役社長が5対5、役付取締役が6対4、兼務取締役が7対3であり、上位役位ほど業績連動報酬の割合を高める設計としております。また、業績連動報酬については、企業業績と企業価値の持続的な成長を実現するため、業績結果を明確に報酬に反映する観点から経常利益の対前事業年度増減率を評価指標として算定しております。翌事業年度の業績連動報酬に係る増減率は、目標値である経常利益1,345百万円に対し8.3%増となりました。
社外取締役及び監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみとしております。
上記方針は取締役会で決定しております。なお、各監査役の報酬額は株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しております。
退職慰労金については、株主総会における退職慰労金贈呈決議を経て、内規に従い算定し、取締役の退職慰労金は取締役会において決議し、監査役の退職慰労金は監査役の協議により決定します。

2. 役員の報酬等についての株主総会決議
取締役の金銭報酬の額は、2006年6月23日開催の第44回定時株主総会において年額2億4千万円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。
監査役の金銭報酬の額は、2006年6月23日開催の第44回定時株主総会において年額4千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
取締役会で決議された基準に基づき、株主総会後の取締役会で再一任された代表取締役社長濱田広徳が個人別の報酬の具体的内容を決定しております。当社全体の業績を踏まえて取締役の評価を公正に行う者として最も適していると判断し、これらの権限を代表取締役に委任しております。
取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、上記基準において、代表取締役が社外取締役に決定理由を説明して意見を求めることとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。
なお、当社は、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・透明性・客観性及び説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的とし、2023年11月22日開催の取締役会において、任意の指名・報酬委員会を設置しました。これにより、2024年度以降、各取締役の報酬については、代表取締役社長が取締役会の再一任を受けたうえで、取締役会からの諮問に対する指名・報酬委員会の答申の内容を尊重して決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役に対しては、総務部が窓口として対応しております。重要な情報については、必要な都度、取締役から報告、説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (1) 当社は監査役会設置会社を採用しており、各機関の概要は次のとおりであります。
- ①取締役会
会社法等で定められた事項及び経営に関する重要事項について、迅速な経営判断・職務執行ができるように、審議、決議を行っております。議長は代表取締役社長が務め、社外取締役3名を含む取締役8名で構成されております。
- ②監査役会
取締役の職務執行に対する監査機能を強化し、コーポレート・ガバナンスとコンプライアンスが有効に機能することを目的としております。社外監査役3名を含む監査役4名で構成されております。
- ③経営会議
取締役会付議事項及び重要事項を事前に協議するほか、全社的な課題等の情報を取締役間で共有しております。取締役全員をもって構成し、議長は代表取締役社長が務めております。
- ④指名・報酬委員会
取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・透明性・客観性及び説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めることを目的として、取締役会の諮問機関（任意の委員会）として指名・報酬委員会を2023年11月22日に設置いたしました。
取締役会の決議により選定された委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役又は独立社外監査役としております。委員長は、独立社外取締役である委員の中から、取締役会の決議により選定しております。
指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の指名、報酬等の重要な事項を審議し、取締役会に答申を行っております。
- (2) 責任限定契約
当社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役に責任の原因となった職務の執行について重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

迅速かつ的確な経営判断及び職務執行を行うには、会社業務、事業の特性等に精通した最小限の員数で取締役会を構成するのが効果的であるとの考えから、当社は当社業務の経験者5名と、外部視点からの経営監督機能強化のため、社外取締役を3名選任し取締役会を構成しております。監査役は4名中3名が、独立性を持った社外監査役であり、それぞれの異なった立場、経験、見識より、取締役の職務執行に対する監査・監督機能並びに外部視点からの経営助言機能を果たすことで、コーポレート・ガバナンスとコンプライアンスが有効に機能するよう努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けた日程かつ交通の便の良い会場で株主総会日を設定し、できるだけ多くの株主の方にご出席いただけるよう、努めております。
電磁的方法による議決権の行使	2023年6月22日開催の第61回定時株主総会より実施しております。
その他	株主総会招集通知は、原則として、法定期日の1営業日前に発送しております。 また、株主総会開催日の3週間前の日よりも前に電子提供措置（当社ホームページと東京証券取引所に掲載）により、早期情報開示に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページに掲載しております。 https://www.aiskk.co.jp/ir/disclosure-policy.html	
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、決算短信、決算説明資料、有価証券報告書、株主通信等を掲載しております。 https://www.aiskk.co.jp/ir/financial_info/index.html	
IRに関する部署 (担当者) の設置	経営企画部にIR室を設置しております。経営企画部長をIR事務連絡責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業理念・指針に定めております。 https://www.aiskk.co.jp/corporate/policy.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	サステナビリティ基本方針、環境理念及び環境方針を定め、持続可能な社会の実現と地球環境の保全に真摯に取り組んでおります。また、環境目標として2050年カーボンニュートラルを掲げており、個別のCSR活動に加え、事業所における省エネ活動を推進しております。環境省が推進する「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト等各種取り組みに賛同し、企業活動の様々な領域で環境に配慮した行動と改善に向けた活動に取り組んでおります。 (サステナビリティ基本方針) https://www.aiskk.co.jp/corporate/sustainability.html (環境への取組み) https://www.aiskk.co.jp/corporate/environment.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業倫理憲章及び株主・投資家との建設的な対話に関する基本方針を定めております。 (企業倫理憲章) https://www.aiskk.co.jp/corporate/charter.html (株主・投資家との建設的な対話に関する基本方針) https://www.aiskk.co.jp/ir/disclosure-policy.html

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況>

□ 基本的な考え方

当社は、業務執行等に関わる内部統制システムの整備・充実によって、業務の実効性及び適正を確保することが、企業価値の持続的な向上のために重要であると認識し、「内部統制規程」を制定するとともに以下の施策に取り組んでおります。なお、内部統制システムの整備・運用状況については取締役会において毎年見直しを行い、経営環境の変化や法令の新設・改廃等に的確に対応し、その実効性を確保いたします。

□ 整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「企業倫理憲章」「企業行動規範」を制定するとともに、コンプライアンスに関わる諸施策の企画、実行、管理等を行う「コンプライアンス委員会」を設置し、企業倫理の浸透と法令遵守の徹底を図る。

(2) 取締役は会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実があること、及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合、直ちに監査役に報告のうえ、遅滞なく取締役会に報告し、是正措置をとる。

(3) 取締役の職務執行における不祥事の未然防止及び法令遵守状況を確認するため、取締役は「取締役職務執行確認書」に自署、押印し、取締役会に提出する。

(4) 日常業務の法令等への抵触を防止するため、業務に関わる法令規定事項につき、定例的にその遵守状況を確認する。不備があった場合には直ちに是正するとともに、監査役に報告する。

(5) 定期的な内部監査により、法令及び定款への適合性の確認を行う。不備があった場合は是正指示及び是正処置後の改善確認を行う。

(6) コンプライアンス上疑義のある行為の早期発見と早期是正を図る仕組みとして、内部監査室と社外の弁護士事務所に内部通報窓口を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 法令及び社内規定（文書管理規程、文書管理基準等）に基づき、株主総会・取締役会・その他重要な会議の議事録、伺書、その他取締役の職務執行に係る情報を適切に保存・管理し、取締役、監査役、会計監査人等が、必要に応じて閲覧できる状態を維持する。

(2) 情報管理については「情報セキュリティ基本規程」を定め、情報セキュリティに関する体制・役割・責任を明確化させるとともに、「情報セキュリティ委員会」により情報セキュリティの強化、啓蒙等の諸施策を全社一体で推進する。

イ. 経営機密、営業機密等の企業機密情報は「機密管理規程」に基づき厳正に管理し、当該情報の漏洩、改竄、不正利用を防止する。

ロ. 個人情報については、プライバシーマークの認証に基づく個人情報保護マネジメントシステムの構築・運用により、個人情報保護の継続的改善を図るとともに、個人情報保護法等の関連法令に則り適正に取扱う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 全社的なリスク管理はリスク管理担当の取締役が統括し、「リスク管理規程」で定めた個々のリスクに対する管理責任者のもと管理体制を構築する。

(2) 経営に重大な影響を及ぼすリスクが顕在化又は発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を図るとともに、顧問弁護士等と連携を密にしながら、リスク拡大を防止し、これを最小限に止める。

(3) 大規模災害等のリスクに直面した場合においても社会的責任を果たすべく、「事業継続規程」を策定し、業務への影響を最小化する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人が共有する全社的な経営目標及び中期経営目標・施策を定めるとともに、これらに基づく毎期の予算を設定し、業務を遂行する。

(2) 原則月1回開催する取締役会及び月数回開催する経営会議において、重要な経営課題について審議、決定を行い、取締役全員の共通認識とする。また業績及び管理データをレビューし、予実差の要因分析、改善を行い、必要に応じて目標達成に向けた施策を打ち出す。

(3) 取締役の職務執行については、「役員規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等において、責任及び分掌を定めるとともに、それらに関わる規程、規則等において詳細を定め、その効率性を確保する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、取締役会は監査役と協議のうえ配置する。また、この場合、当該使用人への指揮権は監査役に移譲され、任命、異動等の人事権に係る事項の決定には、監査役の事前同意を得る。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、重要な会議へ出席するとともに、代表取締役が決裁する重要書類を閲覧し、必要に応じてそれらの説明を求める。

(2) 内部監査室は内部監査実施後、監査役にその監査結果及び是正処置後の改善結果を報告する。

(3) 取締役及び使用人は、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事実をはじめ、法令又は監査役会規程に定める事項のほか、監査役から要請のある事項について必要な報告を行う。なお、当該報告を行ったことを理由として、報告者が不利益を受けることのないようにする。

(4) 監査役は、職務を適切かつ実効的に執行するため、経営者、会計監査人、内部監査室との意思疎通を図る定例的な会合をもち、意見及び情報の交換を行う。

(5) 監査の実施にあたり監査役が必要と認めた場合、弁護士・公認会計士等の外部専門家を含めた適切な体制をとる。

(6) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、監査役の請求に基づき会社が負担する。

7. 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

(1) 金融商品取引法等の関係法令・会計基準等の定めに従って「財務経理規則」を整備するなど、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行う。

(2) 不正や誤謬の発生するリスクの管理、予防及び牽制等その仕組みが適正に機能することを継続的に検証し、不備があれば必要な是正を行うことで正確な財務諸表を作成し、財務報告の信頼性・適正性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 反社会的勢力との関係を遮断するとともに、社会から排除して社会正義を実現することは、企業防衛の観点からも、また企業の社会的責任の観点からも必要不可欠と認識し、次の事項を基本方針として掲げる。

イ. 反社会的勢力とは一切の係わりを持たない。

ロ. 反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然と対応し、これを拒絶する。

ハ. 反社会的勢力の活動を助長する行為には、一切これに関与しない。

(2) 反社会的勢力に対する対応部署を総務部とし、情報の一元管理、警察等の外部機関や関連団体との信頼関係の構築及び連携に努め、反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備・運用を図る。

(3) 「企業倫理憲章」「企業行動規範」に反社会的勢力排除に向けた方針・行動を掲げ、反社会的勢力排除に関する誓約書の取得等により、社内に周知、徹底する。

(4) 取引基本契約書に次の反社会的勢力排除条項を規定する。

イ. 反社会的勢力でないこと。

ロ. 反社会的勢力の活動を助長しないこと。

ハ. 反社会的勢力又はその関係者と判明した場合は契約を即時解除できること。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現在は、該当する事項はございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 「意思決定・業務執行における役割・責任の明確化」及び「経営の監査機能充実」を基本にコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

2. 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 適時開示に係る基本方針

当社は、有価証券上場規程で定める適時開示の規則（以下、適時開示規則という。）に基づき、投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営又は業績に関する情報を適時・適切に開示を行うことを基本方針としております。

(2) 情報開示の基準

金融商品取引所の定める適時開示規則、金融商品取引法に基づく法定開示制度により開示が求められる情報を対象とします。

また、上記に該当しない情報であっても、株主・投資家の投資判断に影響を与えると会社が判断したものについては、情報を開示します。

(3) 情報開示に関する社内体制の整備

決定事実、発生事実、決算情報等の重要な会社情報が発生した場合には、発生を認識した部署から情報開示担当役員へ報告され、当該担当役員は発生事実関係を確認後、速やかに取締役社長へ報告する体制をとっております。これらの事項は定例取締役会の承認後、開示することとなっております。

ただし、適時開示の主旨に則り、速やかに開示すべき事項については取締役会の承認を待たずに、実質的な決定後、開示を行います。

(4) 情報開示の方法

東京証券取引所が提供する「適時開示情報伝達システム（TDnet）」、電子情報開示システム「EDINET」において公表した後、「公平性」の観点から速やかに当社ホームページに掲載します。公表はできる限り早期に行うことを原則とし、取締役社長又は情報開示担当役員が行います。

(5) 情報管理の社内規則

重要な会社情報の管理規則として「内部情報管理規程」を定め、社内に周知を図るとともに、「金融商品取引法」に違反する内部者取引の未然防止に取り組んでおります。

